



インスピレーションになろう

国際ロータリー第2790地区 千葉南ロータリークラブ会報

THE ROTARY CLUB OF CHIBA SOUTH



■創立■ 1964年3月2日 ■例会日■ 毎・金曜日12時30分 ■例会場■ オークラ千葉ホテル
 ■会長■ 五十嵐 博章 ■幹事■ 松尾 博之 ■会報委員長■ 普天間 操
 ■事務局■ 〒260-0027 千葉市中央区新田町12-1 トーシン千葉ビル7階 (☎043-245-3204)

2018-19年度

第2655回

2018年11月16日(金) 点鐘12:30 《晴れ》

- ◆ロータリーソング『手に手つないで』
- ◆四つのテスト ～言行はこれに照らしてから～
 1. 真実か どうか
 2. みんなに公平か
 3. 好意と友情を深めるか
 4. みんなのためになるか どうか

◆お客様紹介

- ◇本日のゲストスピーカー
千葉市長 熊谷 俊人様
- ◇清水会員のご友人 成田 よしのり様
- ◇ひかり学園 園長 武藤 直樹様
- ◇江沢 一男元会員

◆会長報告 五十嵐 博章会長

本日は、熊谷市長をお忙しい中でお招きしての例会となります。卓話については、「受動喫煙防止条例について」と題してお話しをいただくことになっております。受動喫煙による健康影響を未然に防止して、誰もが快適に過ごせる街づくりを実現するための条例だと思えます。中には私と同じように愛煙家がおられ、耳の痛い話も出てくるかと思いますが、しっかりと拝聴したいと思います。

さて、先週はガバナー公式訪問及びクラブ協議会を市原クラブ、千葉北クラブ、千葉南クラブ合同で行いました。長時間に亘って行われましたが、皆様、大変お疲れさまでございました。ガバナーからは、千葉南クラブは会員数、若い世代の会員数、女性会員数の割合が理想的であると褒めの言葉をいただきました。また、様々な奉仕活動の実践についても感動されておられました。今後も会員増強を含め、ロータリーライフを会員それぞれがエンジョイされることを期待しているとのことでした。

また、クラブ協議会におきましては、規定審議会後の月の例会数の変更について活発な意見が交わされ、たいへん意義深いものになったと思います。

会員皆様のご協力、大変有難うございました。

◆ガバナーより表彰状伝達

《ロータリー米山功労者メジャードナー》

竹尾 白会員



↑五十嵐会長 ↑竹尾白会員

◆委員会報告

社会奉仕委員会より(伊藤和夫委員長)

ひかり学園の米・野菜パックをご購入下さり有難うございました。また、23日(日)開催の「いきいきフェスタTA KO」へのバザー等のご協力、有難うございました。

◆幹事報告 松尾 博之幹事

23日(金)は祝日のため、例会はございません。

◆ニコニコボックス報告

《五十嵐 博章会長・松尾 博之幹事》

鍋物の美味しい季節となりました。朝晩めっきりと冷え込んでまいりましたが、温かい鍋料理を食べると 元気が湧いてくるような気がいたします。

さて、本日の卓話は、ご公務で大変お忙しい中、熊谷市長にお越しいただいております。宜しく願い致します。清水会員のご友人・成田様、ひかり学園 園長 武藤様、ようこそお越し下さいました。ごゆっくりとお過ごしください。

《江沢 一男元会員》

ご無沙汰しています。今日、献血をして小さな社会貢献をしてきました。

ロータリー財団寄付の残金をお持ちしましたので、活用していただければ嬉しいです。

本日のニコニコボックス	5,000 円	累計	117,400 円
金の箱	410 円	累計	4,691 円

◆出席報告 (会員数49名)

出席者数	欠席者数	ビジター	11/2 修正出席率
31名	18名	4名	76.60 %

千葉市内例会変更のご案内 [メーキャップにご利用下さい。](#)

千葉RC	月	12/17・12/31	三井ガーデンホテル千葉
千葉西RC	火	12/25	センシティタワー「東天紅」
千葉幕張RC	火	12/18・12/25	アパホテル&リゾート東京ベイ
新千葉RC	水	12/12.12/19	京成ホテルミラマレ
千葉北RC	水		ホテルポートプラザちば
千葉中央RC	木	12/20.12/27	三井ガーデンホテル千葉
千葉港RC	木	12/13	京成ホテルミラマレ

本日の卓話

演題⇒ 『受動喫煙防止条例について』

卓話者⇒ 千葉市長 熊谷 俊人様

皆様こんにちは。

今日は講演の機会をいただき有難うございます。毎年お話をさせていただき、大変有難く思っております。

今回は、受動喫煙防止条例についてお話をさせていただきます。この中には喫煙をされている方がいらっしゃるのではないかと思います。その方々を前にお話しをするのは少し心苦しいところがあります。

2020年4月が千葉市独自の条例の施行日になりますので、多くの方々に円滑なご準備をしていただく必要があると思っております。

※以下、千葉市より資料をご提供いただきました。

「受動喫煙」(じゅどうきつえん)とは、「他人のたばこの煙」を吸ってしまうこと。

たばこを吸わない人でも、普段生活していると、家族や職場の同僚、たまたま居合わせた人など、誰かのたばこの煙を吸い込んでしまうことがあります。これを「受動喫煙」といい、たばこの煙を吸わない人の健康にも悪影響を及ぼすことが科学的に明らかになっています。

吸う人のマナーの問題ではなく、人の健康にかかわる問題です。

受動喫煙を受けると、病気になるリスクが確実に高まる。

受動喫煙を受ける人が受けない人に比べ、病気になるリスクが何倍かを示したもの。

脳卒中1.3倍、虚血性心疾患1.2倍、肺がん1.3倍
乳幼児突然死症候群(SIDS)4.7倍

受動喫煙による死亡者数は年間で約1万5千人と推計されている。

たばこを吸わない人の健康に悪影響があるのは、副流煙と呼出煙。副流煙は、より多くのニコチンなどの有害物質を含む(たばこのフィルターを通しておらず、燃焼温度も低い)

たばこの煙はPM2.5(微小粒子状物質)

- 空気中を漂う粉じんのうち、その大きさが 2.5 マイクロメートル以下
- 非常に小さな粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念

なぜ屋内禁煙が必要？

千葉市の国民健康保険のデータに当てはめると、脳血管疾患の入院数が2,003件。

レストラン、バーを含め、屋内を全面禁煙化により、

▲19% 1,622件(▲381件)

年間約2億7,500万円の医療費抑制になると推計
(1件当たりの医療費 721,328 円)

喫煙による経済損失額は、4.3兆円/年間で、税収よりも大きい。

経済効果 2.8兆円

- たばこ税収
- 産業利益、賃金
- 他産業への波及効果など

損失 4.3兆円

- 医療費
- 疾患による労働力損失
- 火災消防費用など

屋内禁煙は、国際社会との約束

・締結国に、屋内の公共場所等における受動喫煙防止対策を実施することを要求

・屋内の職場と公共の場所について全面禁煙とすることを要求

日本は、受動喫煙対策が遅れている

禁煙場所の数	国数	代表的な国
8種類すべて	55か国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル等
6~7種類	23か国	ポルトガル、インド、ハンガリー等
3~5種類	47か国	ポーランド、韓国、シンガポール等
0~2種類	61か国	日本、ドイツ、マレーシア等

公共の集まる場所	
①医療施設	⑤事業所
②大学以外の学校	⑥飲食店
③大学	⑦バー
④行政機関	⑧公共交通機関
(国会等を含む)	

(WHO report on the global tobacco epidemic 2017)

たばこのないオリンピック

- ・2年後に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される
- ・近年、全てのオリンピック開催国※は、罰則を伴う法規制を実施

※韓国、ブラジル、ロシア、英国、カナダ(バンクーバー)、中国(北京)

加熱式たばこも、喫煙により有害物質を発生させるたばこ製品

- ・たばこの葉を直接高温で加熱または間接的に低温加熱して蒸気を発生させる製品
- ・日本では2014年(平成26年)11月に名古屋で販売開始(翌年9月に全国展開)
- ・たばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない

加熱式たばこによる受動喫煙の健康リスクは？

- ・ニコチンなどの有害物質が含まれており、喫煙すると室内のニコチン濃度も上昇
- ・販売されて間もないこともあり、現時点では受動喫煙による将来のリスクを予測することは困難

健康増進法の改正により、受動喫煙対策が強化される

- ・今までは施設の管理権原者の努力義務(強制力なし)



- ・原則、敷地内禁煙 or 屋内禁煙
- ・違反した場合は、罰則が適用される

施設の種類の種類

- ・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等
- ・原則敷地内禁煙(屋外喫煙所設置可)
- ・飲食店(大規模店or新規)、パチンコ店、劇場、ホテル(客室除く)、商業施設、事業所(職場)等
- ・原則屋内禁煙(ただし、専用室等で喫煙可能)
- ・飲食店(既存の小規模飲食店)

法律の施行日前から営業していて、客席面積が100㎡以下かつ資本金5千万円以下

- ・室の全部または一部を喫煙可能とできる(事業継続に配慮)

健康増進法の改正により、受動喫煙はなくなるのか？

- ・喫煙可能な場所には、標識の掲示が義務付けられる
- ・客は標識を見て、受動喫煙を避けられる
- ・従業員は、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難(喫煙可能な店で配膳する従業員は、常にたばこの煙にさらされる)

千葉市の状況

受動喫煙を最も受けやすいのは飲食店

飲食店	職場	遊技場	行政機関	医療機関	学校
37.1%	19.6%	9.3%	2.8%	2.2%	1.7%

喫煙者も受動喫煙対策を望んでいる

◇飲食店における効果的な受動喫煙対策を望む市民の声

- ・たばこを吸わない人:8割
- ・たばこを吸う人:5割

◇飲食店の受動喫煙対策の状況

- ・約1/3が屋内禁煙を実施済み
- ・約1/2は何らかの対策(時間分煙、たばこが吸えるか吸えないかの表示等)を実施

◇健康増進法による規制だけでは不十分

- ・市民が最も受動喫煙を受けやすいのは飲食店
- ・自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な未成年者や飲食店の従業員を保護

◇より実効性のある受動喫煙対策が必要

千葉市独自の規制は3つ

- ①行政機関の庁舎は敷地内禁煙【努力義務】
- ②既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は喫煙不可【罰則あり】
(キャバレーやナイトクラブは当面の間、努力義務)
- ③保護者は受動喫煙から20歳未満の者を保護【努力義務】

妊婦や子どもを受動喫煙から守る！

- ①喫煙者と同居する妊婦や子どもは、自らの意思だけで受動喫煙を防ぐことが難しい
- ②妊娠後も46%のパートナーは喫煙を継続(喫煙を継続する妊婦は5%) (環境省調査より)
- ③禁煙した女性の5割は産後18か月までに再喫煙(パートナーの喫煙は再喫煙に影響しやすい。)

子どもを守る禁煙外来治療費助成事業

対象者

妊婦と同居または15歳以下の子どもと同居する市民で、12週間にわたり計5回の禁煙外来治療を終了し、自己負担額を支払った方。

助成額

禁煙外来治療費(5回分)に要した自己負担合計額の半分(上限1万円)

助成金交付までの流れ

(詳しくは、市ホームページをご覧ください)

- ①登録申請
治療開始前に登録申請書等を各区健康課へ提出
- ②助成金交付申請
治療終了後、申請書類等を各区健康課へ提出



禁止行為等

- ・屋外の公共の場所では、喫煙しないよう努める。(努力義務)
- ・取締り地区の屋外の公共の場所では、喫煙してはならない。(禁止)

← 取締り地区路面標示

第2656回例会

日時→ 2018年11月30日(金) 点鐘12:30
卓話→ 『会員卓話』 茅野 昌義会員